

丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方針及びスケジュール

1 策定方針

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である地域住民の参加を得ながら、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決に資する支援が包括的に提供されるよう理念や仕組みを構築し、地域福祉の総合的な方向性を示す計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」であり、地域住民が直面する様々な生活課題・地域課題を住民自らが理解・共有するとともに、地域住民、ボランティア・NPO等の住民参画のもとで、自主的・主体的に解決していく活動を推進するための活動・行動計画です。

本計画は、より実効性のある計画とするため、現行計画に引き続き両計画を一体的に策定するものです。計画期間は、令和8年度を初年度とし、目標年度を令和13年度とする6か年の計画を予定しています。

2 策定スケジュール

令和6年12月～7年1月	アンケート調査の実施（18歳以上の市民3,000人を対象）
令和7年1月～2月	アンケート調査の実施（福祉関係団体を対象、80団体を対象）
令和7年1月～2月	アンケート調査の実施（事業所を対象、80団体を対象）
令和7年2月	福祉推進委員会・諮問
令和7年1月～3月	各地区コミュニティでの住民座談会を実施
令和7年7月	福祉推進委員会
令和7年7月	政策会議（骨子案の確認、意見徴収）
令和7年9月	福祉推進委員会
令和7年11月	福祉推進委員会
令和7年11月	政策会議（計画素案の確認）
令和7年12月	庁議（計画素案の説明、パブリックコメントの周知）
令和8年1月	パブリックコメントの実施
令和8年2月	福祉推進委員会
令和8年3月	答申
令和8年3月	庁議にて計画決定
令和8年3月	公表